

山形市立図書館資料収集選定基準

(趣旨)

第1条 この選定基準は、山形市立図書館収集方針に基づき、山形市の図書館資料（以下「資料」という。）の円滑な収集を図るために、種類別選定基準について必要な事項を定めるものとする。

(選定基準)

第2条 種類別選定基準は、次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書

一般図書は、市民のニーズや社会情勢に即し、教養、調査研究、生活、娯楽、趣味等に資するための各分野において、基本的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く選定を行う。

また、物故者の全集、各図書賞を受賞した作品、実用書は特に収集するものとする。

ただし、収集しない資料として、下記のとおりとする。

(ア)原書

(イ)特殊な高価格本、専門書

(ウ)学習参考書、問題集

(エ)装丁、内容が著しく粗雑で閲覧、貸出に適さないもの

(オ)その他、図書館資料として不相当と思われるもの

イ 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、視野を広げ豊かな創造力を養い、読書習慣の形成と継続に役立つように、各分野の資料を広く収集する。

なお、定評ある絵本・物語等は、常に所蔵されているように留意する。

ただし、収集しない資料として、下記のとおりとする。

(ア)抄訳もの（ダイジェスト版）、マンガ等

(イ)迷路等の書き込みをするもの

(ウ)こわれやすいもの

(エ)正確な情報に基づいていないもの

(オ)絵や図・写真が正確でないもの

(カ)その他、図書館資料として不相当と思われるもの

ウ 参考図書

(ア)参考図書は、一般図書に準じ、特に社会的に価値ある資料を選定する。

(イ)市民の生涯学習及び調査研究に資するものを選定する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞

新聞は、国内発行の主要全国紙、地方新聞、出版情報紙を選定する。

イ 雑誌

(ア)雑誌は、国内発行の総合誌、一般誌、娯楽誌、週刊誌等広い範囲から選定する。

(イ)内容、質的にすぐれ、広く読まれていて利用が高いと思われるものを選定する。

(ウ)児童及び青少年関係雑誌も前項に準じて選定する。

ウ その他

その他の逐次刊行物は、利用度及び必要度を勘案して選定する。

(3) 郷土及び地方行財政資料

ア 一般図書・逐次刊行物

(ア)山形市関係郷土資料及び地方行財政資料、網羅的に収集する。

(イ)山形県関係郷土資料は、基本的な資料を中心に選定する。

イ 児童図書・紙芝居

(ア)山形県関係郷土資料は、網羅的に収集する。

(4) 官公庁出版物

ア 政府刊行物の主要なものは、必要度にしたがって選定する。

イ 他の地方公共団体の刊行物は、必要度にしたがって選定する。

(5) 視聴覚資料

視聴覚資料は、教養、調査研究、生活、娯楽、趣味等に資するものを選定する。

(6) 寄贈資料

寄贈資料についても、この選定基準を準用する。

(7) その他

その他の資料については、市民の利用度及び必要性を勘案して選定する。

(選定の決定)

第3条 資料選定にあたっては、職員による選定会議を開催し、館長が決定する。

(細則)

第4条 この基準に定めるもののほか、資料選定に関して必要な事項については、館長が別に定める。

附則

この選定基準は、平成10年7月1日から施行する。